

第2回桜井市地域ブランド認定推進委員会 意見概要

【主な意見】

[資料2-1 関係]

「桜井市地域ブランド認定推進事業実施内容及びスケジュールについて」

*第3条「自社製品の場合は、一次産品を除き、本市の区域内での生産等は問わない」の表現について

桜井市で製造せず、他の場所で製造したものを桜井の販売業者が販売しているような商品を認定対象とすべきかどうか、具体的には「夫婦饅頭」などがそれに当たる。この条文を入れなければ、こうした商品が認定対象外となる。また、この一文を入れると「三輪素麺」などを販売しているなかで、他地域で生産された素麺についても認定対象となり、現在取組を進めている農水省の「地理的表示」を取得する際の基準等とのすり合わせなどが必要となる。また、現在ある地域資源を対象とする、としても、その時点をいつで区切るのか、などの整理も必要である。また、第2条には、申請できるものは本市の区域内に住所を有する者としており、こちらとの整合性も求められる。

いわゆる外部の参入を認めるのか、歓迎するのか、というスタンスを決定することで方向が定まる。

- ・「三輪素麺」の販売状況の詳しい資料の提示（必要であれば販売協議会会長の招聘）
 - ・農水省「地理的表示」に関する詳しい資料の提示
 - ・第2条 はそのままとしたい。
- (ペーパー会社が出現しても、審査時に判断することとする)
- ・第3条の「自社製品～」以下の但し書きは残したい。また素麺問題は、素麺を審査する際の個別基準でふるいにかけることとしたい。

*第3条（4）桜井市内を観光する旅行サービス商品の取り扱いについて

旅行商品は絶えず変化するものであるため、ブランド認定が難しい。一体的な旅行商品として認定できるかどうかの問題である。また、全国的に桜井ブランドとして発信するには、大手の旅行会社とのタイアップも重要である。

→ 大手の旅行会社とのタイアップは非常に重要かと思うが、第2条の目的もあるので、事業当初は市内業者を限定し、段階を置いて大手に取り上げてもらうようにする、としてはどうか。

また、一体的な旅行商品として認定するかどうか、については審査基準を考える際に考慮した上で、幅をもたせた認定とする、などで対応したい。

*第3条に「(5) その他 大和さくらいブランドとしてふさわしい商品」と設けることについて

- ご指摘のとおりなのでそのように要領に追加する。

*第3条の(3)の表記を「木材木工品」としてはどうか。

→ ご指摘の通り要領を修正する。

[資料3 関係]

*キャッチコピーについて

プロの才能が必要な分野であるので、事務局案だけでは足りない。市内在住の才能のある複数の方にボランティア的に案を作成してもらい、それを審議するということが望ましい。

→ ボランティア的に作成可能な方を探し、複数案作成を願ったが、十分な成果が得られなかった。

代替案として、①奈良県立大学麻生教授の協力を得て、ゼミ生に協力をお願いした。

②観光戦略アドバイス業務を受託している業者に協力をお願いした。

→以上、事務局案も合わせて後ほど提示する。

*ロゴマークについて

市マスコットキャラクター作成者のイラストレーターに依頼するとしてとりまとめていたのだが、奈良県立大学の学生たちや観光戦略アドバイス業務受託者との話し合いの中で、「キャッチコピーとロゴマークは一体的であるべき」との意見が出されたことから、塩崎氏への依頼はこの委員会で再度おはかりしてからの依頼としたい。

[資料4 関係]

*認定基準について（募集できる基準）

③品質 の箇所が農産物に関しては表記が弱いので、トレーサビリティなどを付加してもらいたい。

→ 「安全性の高い原材料を使用している。また、農産品についてはトレーサビリティが確保されている。」とする。

⑤市場性・将来性 の箇所に「地域経済への経済効果」を付け加える。

→ 「将来にわたり、継続的かつ安定的な生産・販売が見込まれるとともに、地域経済に貢献し、その拡大が期待できる」とする。

*審査基準について（いいものであるという基準）

足切りをどこで設けるのか、またなるべく通す、という姿勢を取るのか、高付加価値を優先して厳しく審査する、という姿勢を取るのかの方向性がある。

→ 事業としては、できれば厳しく審査することで、プレミアム商品化を目指したいと考えている。委員の皆様にご議論いただきたい。